Hoosiers

欲しかった暮らしを、しよう。

第９期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2022年６月24日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所
※昨年から会場が変更になっておりますのでご注意ください。
東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル２階
ベルサール八重洲　RoomA・B・C

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役に対する報酬額決定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する業績連動型の株式報酬等の額および内容決定の件

【ご来場自粛のお願い】
多くの株主の皆様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの集団感染が発生するリスクがあります。議決権の行使は書面又はインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛していただくことをご検討ください。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目　次

招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 6

<添付書類>
事業報告…… 33
連結計算書類…… 50
計算書類…… 53
監査報告…… 56

証券コード：3284
株式会社フージャースホールディングス

株主各位

証券コード 3284
2022年６月6日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
株式会社フージャースホールディングス
代表取締役社長執行役員　小　川　栄　一

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行が続いていることから、本株主総会は、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただきます。株主様におかれましては、可能な限り当日の来場はお控えいただき、書面又はインターネット等により議決権を事前行使していただくことをご推奨いたします。また、本株主総会は、インターネットを通じたライブ配信を行います。そちらでも株主総会の模様をご覧いただくことができますので、ご活用ください。

当日のご出席をお控えいただく場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁に記載のいずれかの方法により2022年６月23日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2022年６月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）	
2 場　　所 ※昨年から会場が変更になっておりますのでご注意ください。	東京都中央区八重洲一丁目３番７号　八重洲ファーストフィナンシャルビル２階 ベルサール八重洲　RoomA・B・C 本年も、新型コロナウイルス感染防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が昨年と同様に大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。	
3 目的事項	報告事項	1. 第９期（自：2021年４月１日　至：2022年３月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第９期（自：2021年４月１日　至：2022年３月31日） 計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額決定の件 第６号議案　監査等委員である取締役に対する報酬額決定の件 第７号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する業績連動型の株式報酬等の額および内容決定の件

以　上

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスク着用をお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、お手数ながら議事資料として本招集通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 当日は節電への対応として、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (https://www.hoosiers.co.jp/)

議決権行使についてのご案内

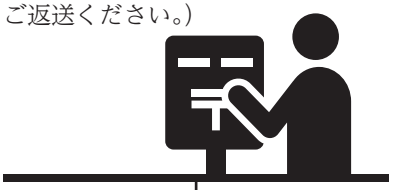
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です。）



書面で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）



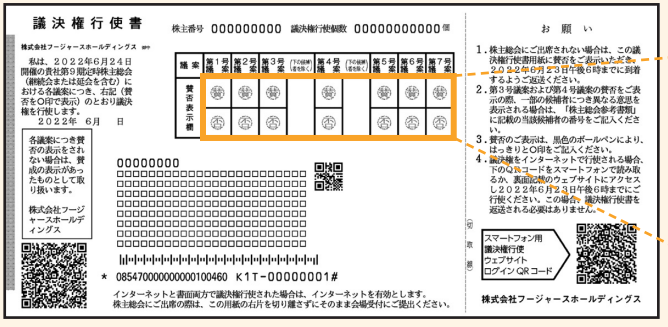
インターネット等で議決権を行使する場合

次頁の案内に従って、
議案に対する賛否をご入力ください。



期　限　2022年6月23日（木曜日）午後6時まで

議決権行使書のご記入方法


議決権行使書

株主番号 0000000000　議決権行使個数 0000000000個

株式会社フージャースホールディングス 御中

私は、２０２２年６月２４日開催の貴社第９期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０２２年　６月　日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示のあったものとして取り扱います。

株式会社フージャースホールディングス

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案（下の候補者を除く）	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

00000000

＊ 0854700000000000100460　K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

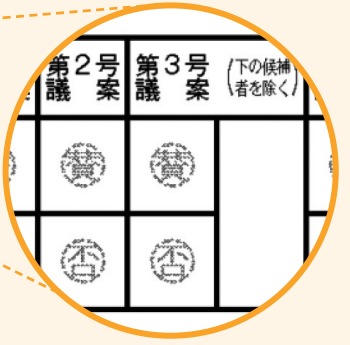
お　願　い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０２２年６月２３日午後６時までに到着するようご返送ください。
2. 第３号議案および第４号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし２０２２年６月２３日午後６時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

株式会社フージャースホールディングス

こちらに各議案の賛否をご記入ください。



第１・２・５・６・７号議案について

賛　成　の　場　合 → **賛** に○印
反　対　の　場　合 → **否** に○印

第３・４号議案について

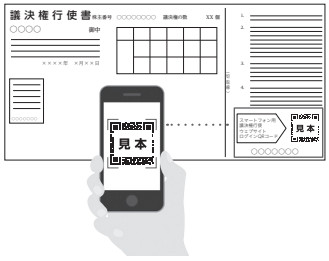
全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

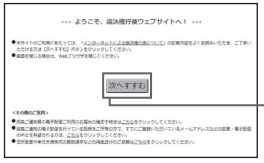
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと､PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

期　限　2022 年 6 月 23 日（木曜日）午後６時まで

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

・書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信日時	2022年６月24日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで （開始時刻30分前の午前９時30分より接続可能になります。）
視聴用URL	https://v.srdb.jp/3284/2022soukai/

●パソコンにてご視聴される株主様は、上記URLにアクセスしてください。
●スマートフォンまたはタブレット端末にてご視聴される株主様は、右記QRコードを読み取っていただくか、上記URLにアクセスしてください。
●上記URLまたは右記QRコードにて視聴環境の確認を事前に行っていただけますので、ご活用ください。
●IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID	議決権行使書用紙に記載される「株主番号」（９桁の半角数字） ※議決権行使書用紙を投函される前に、株主番号をお控えください。
パスワード	

＜ご視聴にあたっての留意事項＞

●ご使用の機器及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況などにより、ご視聴いただけない場合があります。
●ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。
●ライブ配信をご視聴される株主様は、株主総会当日の決議にご参加いただくことができません。
本招集ご通知３ページに記載のいずれかの方法により事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
●ライブ配信をご視聴される株主様からはご質問及びご意見をお受けすることができません。
●撮影、録画、録音、保存、ＳＮＳ等での公開等はご遠慮ください。
●ＩＤまたはパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
●ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、ライブ配信の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映りこんでしまう場合がございます。ご了承ください。

ライブ通信に関するお問い合わせ先	0120-576-009 受付時間：株主総会当日　午前9時～午前12時

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

第９期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **19円** 総額　**680,006,447円** (ご参考) 中間配当を含めた年間配当金は、１株につき金36円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

(1)　監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の業務執行者に対する監督機能の強化、および実効的な監査体制の確保を図るとともに、経営陣の迅速な業務執行体制の構築とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数に関する規定の変更等を行うものであります。

(2)　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書き施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

① 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

③ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3)　社名英文表記の変更

第１条（商号）で定める商号の英文表示を「Ｈｏｏｓｉｅｒｓ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ」から「Ｈｏｏｓｉｅｒｓ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ Ｃｏ., Ｌｔｄ.」に変更いたします。

(4)　定款の目的の追加

当社が営む事業内容に適合させるため、第２条（目的）に目的事項の追加を行います。

(5)　執行役員制度の見直しに伴う変更

執行役員制度の変更に伴い、第21条（役付取締役及び代表取締役）について、代表取締役社長を選定しなければならない旨を、代表取締役を選定しなければならない旨に変更いたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、当該変更後の定款に別段の定めがある場合を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（商号） 当会社は、株式会社フージャースホールディングスと称し、英文では、ＨｏｏｓｉｅｒｓＨｏｌｄｉｎｇｓと表示する。	第１条（商号） 当会社は、株式会社フージャースホールディングスと称し、英文では、Ｈｏｏｓｉｅｒｓ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ Ｃｏ.,Ｌｔｄ.と表示する。
第２条（目的） 第１号～第２６号　<省略>	第２条（目的） 第１号～第２６号　<現行どおり>
<新設>	第２７号　資金の貸付け、社債の取得、新株予約権の取得、配当の受取り若しくは売却益の獲得を目的とする株式の取得又はこれらの行為を行うことを目的とする組合契約又は投資事業有限責任契約の締結により、他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務
第２７号～第３６号　<省略> 第３条～第４条　<省略>	第２８号～第３７号　<現行どおり> 第３条～第４条　<現行どおり>
第２章　株式	第２章　株式
第５条～第１０条　<省略>	第５条～第１０条　<現行どおり>
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１１条～第１２条　<省略> 第１３条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第１１条～第１２条　<現行どおり> <削除>

現　行　定　款	変　更　案
<新設>	第１３条　(電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第１４条～第１６条　　<省略>	第１４条～第１６条　　<現行どおり>
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第１７条　　<省略>	第１７条　　<現行どおり>
第１８条 (取締役の員数) 当会社の取締役は10名以内とする。	第１８条 (取締役の員数) 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第１９条 (取締役の選任方法) 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第１９条 (取締役の選任方法) 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
<新設>	２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
２　取締役の選任については、累積投票によらない。	３　取締役の選任については、累積投票によらない。
<新設>	４　当会社は、会社法第329条第３項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
第２０条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第２０条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
<新設>	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
<新設>	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
<新設>	4　前条第4項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
第２１条 (役付取締役及び代表取締役) 取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ２　代表取締役社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 ３　取締役会はその決議によって、代表取締役社長のほかに、取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。	第２１条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を1名以上選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ２　代表取締役は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 <削除>
第２２条　　<省略>	第２２条　　<現行どおり>
第２３条 (取締役会の招集手続) 取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第２３条 (取締役会の招集手続) 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第２４条　　<省略>	第２４条　　<現行どおり>
第２５条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	第２５条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
第２６条 (取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第２６条 (取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
<新設>	第２７条 (重要な業務執行の委任) 当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行(同条第5項各号の事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第２７条　　<省略>	第２８条　　<現行どおり>

現　行　定　款	変　更　案
第２８条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第２９条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第２９条　　<省略>	第３０条　　<現行どおり>
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
第３０条 (監査役及び監査役会の設置) 当会社は監査役及び監査役会を置く。	第３１条 (監査等委員会の設置) 当会社は監査等委員会を置く。
第３１条 (監査役の員数) 当会社の監査役は5名以内とする。	<削除>
第３２条 (監査役の選任方法) 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<削除>
第３３条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ３　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。	<削除>
第３４条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	第３２条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
第３５条 (監査役会の招集手続) 監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第３３条 (監査等委員会の招集手続) 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員である取締役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第３６条 (監査役会の決議) 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。	第３４条 (監査等委員会の決議) 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
第３７条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	第３５条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。
第３８条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第３６条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第３９条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>
第４０条 (監査役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。	<削除>
<新設>	第３７条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、取締役会の決議によって、監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。なお、第９期定時株主総会における決議に基づく定款一部変更前の定款第40条に規定する責任限定契約を締結した社外監査役であった者については、本条は適用されない。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　会計監査人 第４１条～第４５条　<省略>	第６章　会計監査人 第３８条～第４２条　<省略>
第７章　計算 第４６条～第４９条　<省略>	第７章　計算 第４３条～第４６条　<省略>
<新設>	（附則） １　現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第13条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。 ３　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

各取締役候補者は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更のうち、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任　廣岡哲也（ひろおかてつや）	代表取締役会長執行役員	100％（13／13回）
2	再任　小川栄一（おがわえいいち）	代表取締役社長執行役員	100％（13／13回）
3	再任　伊久間努（いくまつとむ）	取締役専務執行役員	100％（13／13回）
4	再任　社外　独立　安昌寿（あんまさとし）	社外取締役	100％（13／13回）
5	再任　社外　独立　坪山昌司（つぼやましょうじ）	社外取締役	100％（13／13回）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 ひろおか　てつや 廣岡　哲也 (1963年６月25日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 13／13回　100%	1987年４月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 1994年12月　㈲フージャース（現、㈱フージャースコーポレーション）設立 代表取締役 2013年４月　当社代表取締役社長 2017年５月　Hoosiers Asia Pacific Pte.Ltd. Director（現任） 2022年４月　当社代表取締役会長執行役員（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループ会社の創業者であり、かつ取締役として20年以上にわたり当社及び当社グループ会社の経営をけん引し、企業経営及び不動産事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したためであります。	8,922,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 おがわ　えいいち 小川　栄一 (1964年12月６日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 13／13回　100%	1988年４月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 2001年７月　㈱フージャースコーポレーション入社 2002年２月　同社取締役 2009年７月　㈱エーワンコーポレーション代表取締役 2015年４月　㈱原弘産（現、㈱REVOLUTION）取締役 2016年４月　㈱フージャースコーポレーション取締役 2017年４月　同社代表取締役社長（現任） 2022年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、当社グループ会社である株式会社フージャースコーポレーションをはじめ、複数の企業の役員の経歴、及び企画開発、建築設計、事業推進等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループにおける経営の重要事項の決定、業務執行の監督及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できると判断したためであります。	55,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 伊久間（いくま）　努（つとむ） (1967年７月３日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 13／13回　100%	1992年４月　伊藤忠商事㈱入社 2003年７月　デルコンピュータ㈱（現、デル㈱）入社 中小企業営業部長 2005年12月　㈱リヴァンプ入社 ディレクター 2009年６月　㈱フージャースコーポレーション社外取締役 2009年12月　㈱ウォーターダイレクト（現、㈱プレミアムウォーターホールディングス）代表取締役執行役員社長 2013年４月　当社社外取締役 2015年９月　当社専務取締役 2017年10月　Hoosiers,Inc.President（現任） 2020年５月　㈱フージャースウェルネス＆スポーツ代表取締役社長（現任） 2022年４月　当社取締役専務執行役員（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験及び財務の専門家としての高い見識を有しており、当社の経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したためであります。	38,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 社外 独立	 安（あん）　昌寿（まさとし） (1949年6月16日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 13／13回　100%	1975年４月　㈱日建設計入社 2001年３月　同社執行役員東京副代表兼東京計画事務所長 2006年１月　同社代表取締役副社長 2014年１月　㈱日建設計総合研究所取締役会長 2016年９月　㈱MAパートナーズ代表取締役会長（現任） 2018年６月　ダイナエアー㈱取締役副社長（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任） ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社日建設計において、長年代表取締役を務め、企業経営における豊富な経験と建築設計、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を有しているためです。 選任後は経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、品質管理、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を活かした助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	2,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 つぼやま　しょうじ 坪山　昌司 (1965年12月19日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 13／13回　100%	1988年４月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現、シティグループ証券㈱）入社 1996年７月　UBS証券㈱入社 2013年８月　UBS証券㈱常務執行役員 2016年９月　EVOLUTION JAPAN証券㈱代表取締役会長兼CEO 2019年５月　㈱キャピタリンク・インベストメント（現、㈱キャピタリンク・パートナーズ）代表取締役（現任） 2020年６月　当社社外取締役（現任） ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営及び金融・証券業における豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。 選任後は、経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、財務・会計・資本戦略に係る助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	2,500株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．安昌寿氏及び坪山昌司氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、安昌寿氏及び坪山昌司氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。なお、２氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．安昌寿氏及び坪山昌司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、安昌寿氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年、坪山昌司氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
６．当社は、安昌寿氏及び坪山昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、２氏は当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、２氏の再任が承認された場合には、引き続き２氏を独立役員とする予定であります。
７．廣岡哲也氏が所有する当社の株式の数には、同氏が「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA」名義にて所有する株式数を含んでおります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

各監査等委員である取締役候補者は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更のうち、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	新任　今井 厚弘（いまい あつひろ）	常勤監査役	100% (10/10回) (就任以降)	100% (10/10回) (就任以降)
2	新任　社外　独立　早川 美恵子（はやかわ みえこ）	社外監査役	100% (13/13回)	100% (15/15回)
3	新任　社外　独立　榊 正壽（さかき まさとし）	社外監査役	100% (10/10回) (就任以降)	90% (9/10回) (就任以降)
4	新任　社外　独立　渡邉 好則（わたなべ よしのり）	社外取締役	100% (13/13回)	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	 今井（いまい）　厚弘（あつひろ） (1960年12月４日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 10／10回　100% 〈監査役会出席状況〉 10／10回　100%	1983年10月　㈱協和銀行(現、㈱りそな銀行)入行 2004年４月　㈱りそな銀行コンプライアンス統括部長 2010年４月　同社信託業務管理部長 2013年５月　㈱いなげや入社 グループ事業統括室長兼品質管理室長 2016年６月　同社取締役IR担当兼管理本部長 2019年１月　当社入社 2019年４月　当社リスクマネジメント部長兼内部監査室長 2020年５月　㈱フージャースウェルネス＆スポーツ監査役（現任） ㈱フージャースリートアドバイザーズ監査役（現任） 2020年６月　㈱フージャースリビングサービス監査役（現任） ㈱アイ・イー・エー監査役（現任） 2021年５月　Vermilion Capital Management㈱監査役（現任） 2021年６月　当社常勤監査役（現任） ■監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、長年の金融機関における業務経験に加え、事業会社管理本部長、当社リスクマネジメント部長兼内部監査室長等を務めた経験により、企業管理部門業務に精通しており、特にリスク管理、内部統制、コーポレート・ガバナンス等につき高い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督いただけるとの判断から、監査等委員である取締役候補者といたしました。	1,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	 早川（はやかわ）　美恵子（みえこ） (1964年11月12日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 13／13回　100% 〈監査役会出席状況〉 15／15回　100%	1987年４月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 1995年10月　司法試験合格 1998年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2013年４月　当社社外監査役（現任） ■監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、長年の弁護士としての経験を通じ培ったリスク管理、企業法務全般やコーポレート・ガバナンス等に関する高い知見を有しております。客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、リスク管理、人事制度全般、及びコーポレート・ガバナンスに関する助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	3,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任 社外 独立	 榊（さかき）　正壽（まさとし） (1961年１月２日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 10／10回　100％ 〈監査役会出席状況〉 ９／10回　90％	1988年10月　太田昭和監査法人(現、EY新日本有限責任監査法人)入所 2008年８月　同所常務理事 2011年７月　EYビジネスイニシアティブ㈱取締役COO 2014年２月　一般社団法人Next Wisdom Foundation監事(現任) 2017年３月　一般社団法人自律分散社会フォーラム監事(現任) 2019年７月　榊公認会計士事務所所長(現任) 2019年７月　㈱eumo社外取締役(現任) 2019年10月　京都大学イノベーションキャピタル㈱社外監査役(現任) 2020年３月　セーラー万年筆㈱社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年４月　東北大学会計大学院教授（現任） 2021年６月　当社社外監査役（現任） ■監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、及び財務・会計に関する助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任 社外 独立	 わたなべ　よしのり **渡邉　好則** (1956年７月25日生) 2021年度 〈取締役会出席状況〉 13／13回　100％	1979年４月　㈱日本リクルートセンター（現、㈱リクルートホールディングス）入社 1985年５月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 2002年６月　同社取締役関西支社長 2004年６月　㈱コスモスライフ（現、大和ライフネクスト㈱）取締役 2005年６月　同社代表取締役 2017年６月　当社社外取締役（現任） ■監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、企業経営及び不動産事業における豊富な経験と幅広い見識、人材育成・組織体制整備に関する知見を有しております。これらの経験・見識・知見を活かし、客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営全般に関する意見をいただくとともに、特に、不動産事業全般及び人材育成・組織体制強化のための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	3,100株

（注）１．各候補者は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．早川美恵子氏、榊正壽氏、渡邉好則氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、今井厚弘氏、早川美恵子氏、榊正壽氏、渡邉好則氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。なお、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
６．渡邉好則氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、渡邉好則氏の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
７．当社は、早川美恵子氏、榊正壽氏、渡邉好則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、3氏は当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、3氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります

【ご参考】

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

本定時株主総会において、第３号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験は、以下のとおりです。（各取締役が保有するスキルのうち、主なもの最大３つに●印をつけています。）

氏名	就任後の役職	社外	独立	専門性と経験					
				企業経営・戦略	事業	人事	リスクガバナンス	資本市場	財務・会計
廣岡哲也（ひろおかてつや）	代表取締役会長執行役員			●	●	●			
小川栄一（おがわえいいち）	代表取締役社長執行役員			●	●	●			
伊久間努（いくまつとむ）	取締役専務執行役員			●	●				●
安昌寿（あんまさとし）	取締役	○	○	●	●				
坪山昌司（つぼやましょうじ）	取締役	○	○	●			●	●	
今井厚弘（いまいあつひろ）	取締役常勤監査等委員						●		●
早川美恵子（はやかわみえこ）	取締役監査等委員	○	○			●	●		
榊正壽（さかきまさとし）	取締役監査等委員	○	○				●		●
渡邉好則（わたなべよしのり）	取締役監査等委員	○	○	●	●	●			

【ご参考】

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の各項のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者　※注1
② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者　※注2
③ 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者　※注3
④ 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者　※注4
⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等　※注5
⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者　※注6
⑧ 当社グループの主要株主又はその業務執行者　※注7
⑨ 上記①～⑧に該当する者の近親者　※注8
⑩ 上記①～⑨に過去３年間において該当していた者

（注）

1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人である者その他これらに準じる者をいう。
2. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに行っている者をいう。
3. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けている者をいう。
4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社グループに行っている者をいう。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間10百万円を超える額の支払いをいう。
6. 「多額の寄付」とは、年間10百万円を超える額の寄付をいう。
7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。
8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は2014年6月28日開催の第１期定時株主総会においてその支給上限額を年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）と、決議をいただき、その範囲内で支給額を決定しております。

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、これに伴い、あらためて報酬額の支給上限額を年額300百万円とする旨、承認をお願いするものであります。

当該報酬額は、経済環境や市場動向、他社水準等と比較して妥当であるとともに、優秀な人材を確保・維持するのに必要かつ適切な水準であり、相当であると考えております。また、指名報酬諮問委員会からもその旨の答申を受けております。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、５名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更のうち、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役に対する報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の員数、経済環境、市場動向、他社水準等も考慮して、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

当該報酬額は、経済環境や市場動向、他社水準等と比較して妥当であるとともに、優秀な人材を確保・維持するのに必要かつ適切な水準であり、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案および第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、４名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更のうち、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する業績連動型の株式報酬等の額および内容決定の件

１　提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2016年6月25日開催の第３期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社のグループ会社（以下、「対象子会社」という。）の取締役（以下、「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役等に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および対象子会社の取締役（以下、「当社等の取締役」という。）に対して、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することに加え、本制度を一部改定の上、継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記２の枠内で、当社取締役会に一存いただきたく存じます。

本制度は当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度であり、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。当社は「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は43頁に記載のとおりでありますが、2022年５月23日開催の取締役会において、その内容を変更することを決議しており、変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（役員報酬ポリシー）の概要は、株主総会参考書類（本書30頁）に記載の通りであります。なお、本議案は、当該方針に沿う相当なものであると判断しております。

この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

なお、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

本議案は、第２号議案に係る定款変更のうち、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

２　本制度における報酬等の額および内容等

（1）概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社等の取締役に対して、当社および対象子会社が役員報酬に係る取締役株式給付規程（以下、「取締役株式給付規程」という。）に従って、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社等の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役の退任時となります。

（2）対象者

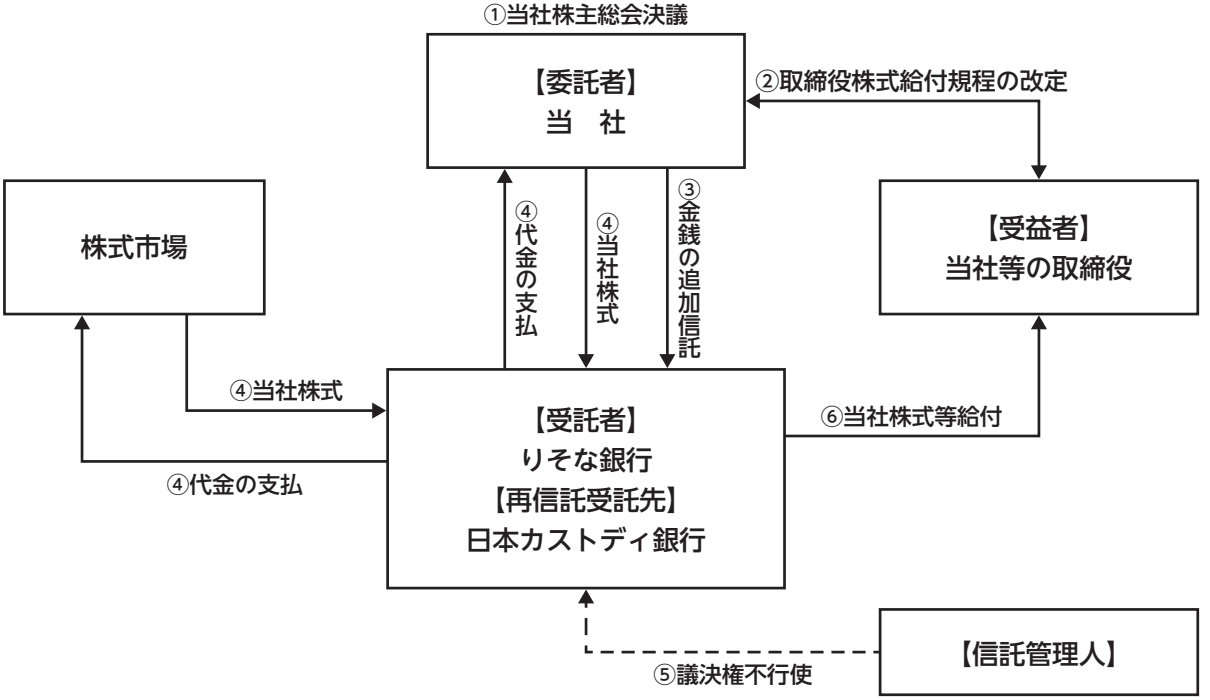
当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および対象子会社の取締役とします。

（3）対象期間

原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する期間とし、2023年３月末日で終了する事業年度から2026年３月末日で終了する事業年度までの４事業年度（以下、「本対象期間」という。）および当該４事業年度の経過後に開始する５事業年度（原則として中期経営計画に対応する期間とする。以下、本対象期間とあわせて、それぞれの期間を「対象期間」という。）ごととします。

（4）本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



① 当社および対象子会社は本制度の一部改定に関して当社株主総会および対象子会社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
② 当社および対象子会社は取締役会において、本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程を改定します。
③ 当社は上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位および業績達成度等に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

（5）信託期間

2016年８月26日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

（6）当社が拠出する金銭の上限

本総会で、本制度の一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく当社等の取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、180百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします(注)。

なお、当社は、本対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が180百万円となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、180百万円を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（本対象期間を含む）において当社等の取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社等の取締役に対する給付未了のものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、180百万円の範囲内とします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

（7) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、本対象期間につきましては、276,000株を上限として取得するものとします。また、本対象期間経過後の各対象期間につきましても上述の株数を上限として取得するものとします。

（8）当社等の取締役に付与する当社株式の算定方法および上限株式

当社等の取締役には、各対象期間中の各事業年度における役位および業績達成度等に応じて各事業年度ごとにポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社の普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（9）当社等の取締役への当社株式等給付時期

原則として、当社等の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

（10）信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

（11）信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する当社等の取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄附することを予定しています。

（12）信託終了時の取扱い

本信託は、取締役株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却すること又は公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭についてはその時点で在任する当社等の取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄付することを予定しています。

＜ご参考　当社の新しい役員報酬ポリシーの概要＞

当社は、中期経営計画（2022年３月期～2026年３月期）における目標達成を通した持続的な成長と、さらなる中長期的な企業価値の向上の実現を目的として、取締役を対象とした役員報酬ポリシー（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針）を改定することを、2022年５月23日開催の取締役会で決議いたしました。その概要は、以下のとおりです。

（１）役員報酬制度の基本方針

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に資するとともに、役員が企業の将来成長への挑戦に邁進し、ステークホルダーと価値観を共有できる役員報酬制度となるよう、以下を基本方針とします。

1 企業価値向上に向け必要な人材を確保・維持できる水準であること
2 株主との利益意識の共有や株主重視の経営に資するものであること
3 中長期の業績向上との連動性が高いものであること
4 合理的で公正かつ透明性のある報酬決定プロセスであること

（２）報酬水準の考え方

当社グループでは、将来成長への挑戦として①不動産開発事業②CCRC事業③不動産投資事業④不動産関連サービス事業⑤その他事業に取り組んでおります。当社ではグループガバナンスの強化による意思決定の迅速化及び経営の効率化を図り、更なる企業価値の向上と事業を通じた社会課題解決への貢献に向けて、必要な人材を確保・維持できる適正な報酬水準を設定します。具体的には、外部の報酬コンサルタントを活用して同業種（マンション開発、不動産投資等）の役員報酬水準をベンチマークとして設定し比較を行います。

（３）報酬構成の考え方

フージャースホールディングスの取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬は毎月定額の基本報酬、短期インセンティブ報酬である年次業績賞与、中長期インセンティブ報酬である株式報酬（株式給付信託）※１で構成されています。報酬の構成割合は、当社グループの企業規模および事業特性等を踏まえ、年次業績賞与は報酬総額の20％程度、株式報酬は報酬総額の10％程度とします※２。監査等委員（社外取締役を除く。）及び社外取締役の報酬は業務執行者を適切に監督する観点から基本報酬のみ支給するものとします。

※１　本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社等の取締役に対して、当社および対象子会社が役員報酬に係る取締役株式給付規程に従って、業績達成率等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社等の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役の退任時となります。

※2　上記割合は、当社が定める基準額100%の変動報酬を支給した場合の基本構成となります。

■役員報酬の基本構成体系

	固定報酬	変動報酬(短期)	変動報酬(中長期)
	基本報酬 （金銭）	年次業績賞与 （金銭）	業績連動型株式報酬 （株式・一部金銭）
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	70%	20%	10%
監査等委員（社外取締役を除く。）	100%	—	—
社外取締役	100%	—	—

■評価基準

①年次業績賞与：短期のみならず中長期の業績およびサステナビリティへのインセンティブとなるよう、「連結営業利益成長率」「財務健全性」「グループESGへの取り組み」を評価します。なお、各評価項目に係る評価割合・各目標値等は、毎年度、指名報酬諮問委員会を経て、取締役会にて決定致します。

②株式報酬：株主との利害共有の観点から、中期経営計画の業績指標をベースと致します。中期経営計画に開示の「連結経常利益」目標・事業計画で定める「ROE」目標を50%ずつの割合で評価し、業績連動係数のレンジは0～2とします。（目標達成率が120%以上の場合は2、80%未満の場合は0とします。）

目標達成率	業績連動係数
120%以上	2
80%以上120%未満	(達成率-80%)×5
80%未満	0

指標	目標値	評価割合
連結経常利益	中期経営計画にて開示の各年度の数値	50%
ROE	中期経営計画に定め、各年度期初に発表する業績予想上の数値	50%

目標達成率・・・連結経常利益に係る業績達成率×評価割合＋ROEに係る業績達成率×評価割合

（4）報酬決定プロセス

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬決定については、当該指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会にて決定します。

（5）エンゲージメント方針

当社の役員報酬制度の内容については、各種法令等に基づき作成・開示する有価証券報告書、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書、サステナビリティレポートおよび当社ホームページ等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。

以　上

(添付書類)

事業報告 (自：2021年４月１日　至：2022年３月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、当社及び連結子会社29社、持分法適用関連会社３社によって構成されております。近年において多様化するニーズに対応し、市況に左右されない安定的な事業基盤を構築することに努めてまいりました。

当社グループは、不動産開発事業においては、地方都市における再開発事業を中核とし、引き続きエリアの拡大に努めており、引渡戸数は902戸となりました。ＣＣＲＣ事業では、アクティブシニアをメインターゲットとし、首都圏においてより発展的な事業展開を実現しており、シニアマンションにて引渡戸数は484戸となり、運営戸数は1,858戸となりました。

さらに、ホテル事業、スポーツクラブ事業、ＰＦＩ事業など、不動産事業と親和性のある周辺事業にも取り組み、人々の暮らしへの新たな付加価値の提供に注力しております。

	第８期 (2021年３月期)	第９期 (2022年３月期)	前期比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	80,222	79,542	0.8%減
営業利益	5,435	6,694	23.2%増
経常利益	4,616	5,692	23.3%増
親会社株主に帰属する当期純利益	2,878	3,068	6.6%増

当連結会計年度におきまして、契約戸数は1,379戸17棟、引渡戸数は1,395戸18棟、当連結会計年度末時点の管理戸数は19,636戸となっております。その結果、当連結会計年度におきまして、連結経営成績は、売上高795億42百万円（前期比0.8％減）、営業利益66億94百万円（前期比23.2％増）、経常利益56億92百万円（前期比23.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益30億68百万円（前期比6.6％増）を計上いたしました。

セグメントごとの業績を示しますと、次のとおりであります。

不動産開発事業

売上高
36,436 百万円
(前期比34.1%減)

当連結会計年度におきまして、売上高364億36百万円（前期比34.1％減）、営業利益26億86百万円（前期比42.5％減）を計上いたしました。
① 不動産売上高
「デュオヒルズ山形七日町タワー」「デュオヒルズ千葉中央」などマンション811戸の引渡、「デュオアベニュー光が丘公園」など戸建住宅91戸の引渡により、売上高363億13百万円（前期比34.1％減）を計上いたしました。
② その他収入
ローン取扱手数料の他、賃貸収入等を合わせまして、売上高１億23百万円（前期比46.5％減）を計上いたしました。

ＣＣＲＣ事業

売上高
20,539 百万円
(前期比79.1%増)

当連結会計年度におきまして、売上高205億39百万円（前期比79.1％増）、営業利益25億10百万円（前期比614.0％増）を計上いたしました。
① 不動産売上高
「デュオセーヌ船橋高根台」「デュオセーヌ大宮」などマンション484戸の引渡により、売上高193億49百万円（前期比80.5％増）を計上いたしました。
② その他収入
ライフサービスの運営等により、売上高11億90百万円（前期比60.0％増）を計上いたしました。

不動産投資事業

売上高
16,143 百万円
(前期比117.9%増)

当連結会計年度におきまして、売上高161億43百万円（前期比117.9％増）、営業利益10億52百万円（前期比161.4％増）を計上いたしました。
① 不動産売上高
棚卸資産の売却により、売上高127億80百万円（前期比187.7％増）を計上いたしました。
② 賃貸収入
保有収益物件の安定稼働により、売上高27億８百万円（前期比11.1％増）を計上いたしました。
③ その他収入
賃貸管理収入等により、売上高６億53百万円（前期比23.4％増）を計上いたしました。

不動産関連サービス事業 **売上高** **6,353 百万円** (前期比6.6%増)	当連結会計年度におきまして、売上高63億53百万円（前期比6.6%増）、営業利益２億59百万円（前期は営業損失71百万円）を計上いたしました。 ① マンション管理収入 マンション管理において、「デュオヒルズ山形七日町タワー」「デュオヒルズ千葉中央」などの管理受託を新たに開始し、売上高19億17百万円（前期比6.4%増）を計上いたしました。 ② スポーツクラブ運営収入 スポーツクラブの運営を中心に、売上高34億95百万円（前期比6.3%増）を計上いたしました。 ③ その他収入 ホテル運営及び工事受託等において、売上高９億41百万円（前期比8.2%増）を計上いたしました。
その他事業 **売上高** **68 百万円** (前期比4.6%減)	当連結会計年度におきまして、ＰＦＩ事業により、売上高68百万円（前期比4.6%減）、営業利益20百万円（前期比150.9%増）を計上いたしました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

事業用地の取得や借換え等に伴い、当連結会計年度中に397億18百万円の借入れを行い、期中において516億15百万円の返済を行っております。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、「欲しかった暮らしを、しよう。」をコーポレートスローガンとし、中核事業である新築分譲マンション事業を中心に、シニア向け分譲マンション（CCRC)、不動産投資、不動産関連サービスなど、「住まい」に関わるあらゆる分野で事業を展開する企業グループです。

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立がされる中で、新しい生活様式の浸透や住宅ニーズの多様化が進んだことにより、さまざまな居住ニーズに合った商品・サービスを提供する当社の強みが発揮できる状況の一方、建築資材価格の高騰懸念・金利上昇懸念なども強く、先行きは総じて不透明な状況にあります。

このような環境のなか、当社グループは、創業以来の強みを活かしながら、分譲マンションを核として全ての事業を「住宅」をテーマに再構築し、安定的かつ持続的な成長を実現することを基本戦略とした、中期経営計画（対象期間：2022年３月期～2026年３月期）を策定しています。本計画では、利益率の改善とバランスシートの効率的活用により、安定的な収益成長と財務健全性維持の両立を図る方針のもと、最終事業年度（2026年3月期）の経常利益100億円（経常利益率10％以上）、親会社株主に帰属する当期純利益65億円を目標としています。また、本計画期間中のD/Eレシオを2.0倍程度に維持しながら、最終事業年度のROEを15％以上へ高めることを、資本・財務方針としています。

また、当社グループは、より長期的な視点から、多様なライフスタイルを支える住まいづくりに加え、人口減少・少子高齢化や気候変動等の社会課題への取り組みを重要な経営課題と認識しています。そこで、重点テーマとして人々の暮らしを彩る取り組みを「豊かなライフスタイル」、地域活性化に向けた取り組みを「地域共創」、環境問題への対策を「環境」と定義し、それぞれのテーマに応じたマテリアリティを選定した上で、事業活動を通じた社会課題の解決への貢献と新たな価値創造を目指していきます。これらの取り組みは、当社グループにおける「欲しかった暮らし」の追求、ひいては持続的な社会の実現に資するものと考えています。

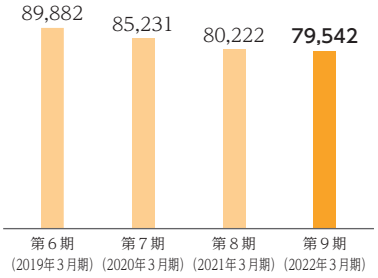
上記の取り組みを実行するうえで、従業員の健康および安全の確保と、透明性・効率性の高い経営体制の構築が重要な経営基盤と認識し、基本テーマとして従業員の健康や働きやすさなどに関する取り組みを「ウェルネス」、コンプライアンスやリスクマネジメントの強化などに関する取り組みを「ガバナンス」と定義し、具体的な施策を講じることで企業としての土台づくりを推進しています。

当社グループは、今後もコーポレートスローガンである「欲しかった暮らしを、しよう。」を念頭に、変化する事業環境、お客さまのニーズに機動的な対応が出来る組織体制の構築が重要であるという課題認識のもと、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策を講じ、各事業の専門性を高め、より質の高い商品をお客様に提供することで企業価値の向上を目指してまいります。

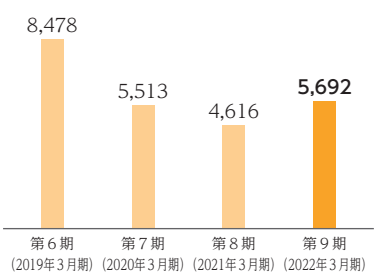
株主の皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援をお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

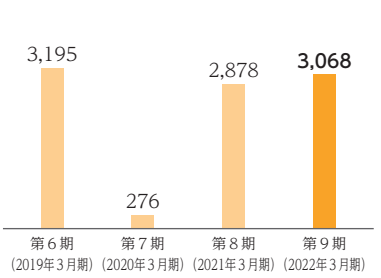
売上高（単位：百万円）



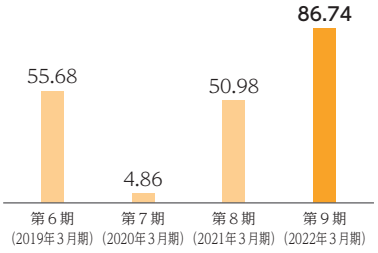
経常利益（単位：百万円）



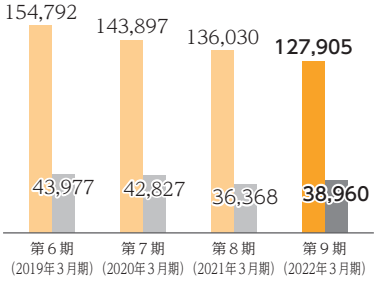
親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）



１株当たり当期純利益（単位：円）



総資産/純資産（単位：百万円）



		第６期（2019年３月期）	第７期（2020年３月期）	第８期（2021年３月期）	第９期（当期）（2022年３月期）
売上高	(百万円)	89,882	85,231	80,222	79,542
経常利益	(百万円)	8,478	5,513	4,616	5,692
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,195	276	2,878	3,068
１株当たり当期純利益	(円)	55.68	4.86	50.98	86.74
総資産	(百万円)	154,792	143,897	136,030	127,905
純資産	(百万円)	43,977	42,827	36,368	38,960

(注) 1　１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
　　2　2021年３月期において、自己株式の取得及び消却を実施したことにより、純資産が減少しております。

(5) 企業集団の主要な事業の内容 (2022年３月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産開発事業	新築マンション分譲事業、新築戸建分譲事業、全国市街地再開発事業への参画
ＣＣＲＣ事業	シニア向け新築マンション分譲事業、介護保険事業 シニア向けマンション管理・運営事業
不動産投資事業	不動産投資事業、収益不動産開発事業、不動産賃貸業、私募ファンド等の運用、私募リートの運用、コンサルティング業、海外事業
不動産関連サービス事業	マンション管理事業、ビル管理事業、保険代理店事業、インテリア販売・リフォーム事業、スポーツクラブ運営事業、ホテル運営事業
その他事業	ＰＰＰ及びＰＦＩ事業の企画・マネジメント、コンサルティング業

(6) 企業集団の主要な拠点 (2022年３月31日現在)

㈱フージャースホールディングス（当社）	本社	東京都千代田区
㈱フージャースコーポレーション	本社	東京都千代田区
	支店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）
		名古屋（名古屋市）、京都（京都市）、大阪（大阪市）
		中四国（広島市）、九州（福岡市）
㈱フージャースケアデザイン	本社	東京都中央区
㈱フージャースアベニュー	本社	東京都中央区
㈱フージャースアセットマネジメント	本社	東京都中央区
	オフィス	東北（仙台市）
Vermilion Capital Management㈱	本社	東京都中央区
㈱フージャースリートアドバイザーズ	本社	東京都中央区
Hoosiers Asia Pacific Pte. Ltd.	本社	シンガポール
Hoosiers, Inc.	本社	米国 オレゴン州 ポートランド
㈱フージャースリビングサービス	本社	東京都中央区
Hoosiers Living Service Vietnam Co., Ltd	本社	ベトナム ホーチミン
㈱フージャースウェルネス＆スポーツ	本社	東京都中野区
㈱フージャースアコモデーションサービス	本社	東京都台東区
㈱アイ・イー・エー	本社	東京都千代田区

(7) 企業集団の従業員の状況 (2022年３月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
不動産開発事業	190名	1名増
ＣＣＲＣ事業	79名	16名減
不動産投資事業	57名	－
不動産関連サービス事業	381名	28名減
その他事業	1名	2名減
全社（共通）	75名	4名減
合　　計	783名	49名減

(注) 1　従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。
　　2　全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男性	476名（27名減）	44歳6ヶ月	5年5ヶ月
女性	307名（22名減）	38歳3ヶ月	4年5ヶ月
合計又は平均	783名（49名減）	41歳11ヶ月	5年0ヶ月

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況 (2022年３月31日現在)

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
㈱フージャースコーポレーション	2,400百万円	100%	不動産開発事業
㈱フージャースケアデザイン	400百万円	100%	ＣＣＲＣ事業
㈱フージャースアベニュー	50百万円	100%	不動産開発事業
㈱フージャースアセットマネジメント	110百万円	100%	不動産投資事業
Vermilion Capital Management㈱	75百万円	50%	不動産投資事業
㈱フージャースリートアドバイザーズ	100百万円	100%	不動産投資事業
Hoosiers Asia Pacific Pte. Ltd.	21,299千米ﾄﾞﾙ	100%	不動産投資事業
Hoosiers, Inc.	28,300千米ﾄﾞﾙ	100%	不動産投資事業
㈱フージャースリビングサービス	100百万円	100%	不動産関連サービス事業
Hoosiers Living Service Vietnam Co., Ltd	4,260百万ﾄﾞﾝ	75%	不動産関連サービス事業
㈱フージャースウェルネス＆スポーツ	10百万円	95%	不動産関連サービス事業
㈱フージャースアコモデーションサービス	10百万円	100%	不動産関連サービス事業
㈱アイ・イー・エー	3百万円	100%	ＰＦＩ事業

(注) 1　議決権比率は、間接保有を含んでいます。
2　2022年４月１日付で、㈱フージャースコーポレーションが㈱フージャースアベニューを、㈱フージャースリビングサービスが㈱フージャースアコモデーションサービスをそれぞれ吸収合併しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
㈱フージャースコーポレーション	東京都千代田区	14,688百万円	48,111百万円

(9) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2022年３月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	7,429百万円
株式会社七十七銀行	4,882百万円
株式会社広島銀行	3,689百万円
株式会社みずほ銀行	2,637百万円

2 株式に関する事項 (2022年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 35,789,813株（自己株式1,126,962株を除く）

(3) 株主数 7,738名（前期末比2,139名増）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
廣岡　哲也	5,060,000	14.14
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA （常任代理人　大和証券株式会社）	3,862,700	10.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,391,100	9.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,455,950	4.07
住友不動産株式会社	933,200	2.61
吉田　知広	660,700	1.85
株式会社長谷工コーポレーション	576,000	1.61
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	506,508	1.42
株式会社ティ・エイチ・ワン	500,000	1.40
小林　吉宗	500,000	1.40

(注) 1　当社は、自己株式を1,126,962株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2　持株比率は、自己株式（1,126,962株）を控除して計算しております。
3　持株比率の計算上、役員株式給付信託制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式410,550株を含めて計算しております。
4　「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA」名義の株式は、廣岡哲也氏が実質株主として所有しております。これにより、廣岡哲也氏の持株数は8,922,700株となり、持株比率は24.93%となります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2022年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣岡　哲也	Hoosiers Asia Pacific Pte.Ltd. Director
専務取締役	伊久間　努	Hoosiers, Inc. President ㈱フージャースアコモデーションサービス代表取締役社長 ㈱フージャースウェルネス＆スポーツ代表取締役社長
常務取締役	小川　栄一	㈱フージャースコーポレーション代表取締役社長
取締役	渡邉　好則	
取締役	安　　昌寿	㈱MAパートナーズ代表取締役会長 ダイナエアー㈱取締役副社長
取締役	坪山　昌司	㈱キャピタリンク・パートナーズ代表取締役
常勤監査役	今井　厚弘	㈱フージャースコーポレーション監査役 ㈱フージャースケアデザイン監査役 ㈱フージャースアベニュー監査役 ㈱フージャースアセットマネジメント監査役 Vermilion Capital Management㈱監査役 ㈱フージャースリートアドバイザーズ監査役 ㈱フージャースリビングサービス監査役 ㈱フージャースウェルネス＆スポーツ監査役 ㈱フージャースアコモデーションサービス監査役 ㈱アイ・イー・エー監査役
監査役	金子　恭恵	
監査役	早川美恵子	弁護士
監査役	榊　　正壽	㈱eumo社外取締役 京都大学イノベーションキャピタル㈱社外監査役 セーラー万年筆㈱社外取締役（監査等委員） 東北大学会計大学院教授

(注)　1　渡邉好則氏、安昌寿氏及び坪山昌司氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
　　2　早川美恵子氏及び榊正壽氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
　　3　金子恭恵氏は、不動産経理実務を10年以上務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
　　4　渡邉好則氏、安昌寿氏、坪山昌司氏、早川美恵子氏及び榊正壽氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任

を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「（8）重要な子会社の状況」（40頁）に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年毎に契約更新しております。
なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為等に起因する損害賠償請求等は、塡補の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。
取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。
固定報酬については、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
業績連動報酬については、業績や株価を意識した経営を行うことを目的とし、株式給付信託による業績連動型株式報酬制度を導入しており、中期経営計画の年度計画の達成を付与要件として、株式に相当するポイントを付与するものであります。付与するポイントは、役位別の基本ポイントをベースに、売上高及び経常利益を指標とし、またグループ業績への定性的な貢献を考慮し計算しております。
報酬割合については、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めるような報酬割合を目指しております。業績との連動を強化し、固定基本報酬のほか、株主価値との連動性をより強化した株式給付信託による業績連動型株式報酬制度を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成を目指しております。

報酬を与える時期は、固定基本報酬については、在任中に毎月定期的に支払うこととし、株式給付信託による業績連動型株式報酬については、原則として取締役の退任時に支給を行う方針です。

取締役の報酬決定については、代表取締役社長が作成する報酬案を任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会に諮問し、その検討結果を踏まえ、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において取締役会決議にて決定されます。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94 (19)	94 (19)	— (対象外)	— (対象外)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	22 (5)	22 (5)	対象外	対象外	5 (3)

(注) 1 取締役の金銭報酬の額は、2014年6月28日開催の第1回定時株主総会において、年額3億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、金銭報酬とは別枠で2016年6月25日開催の第3回定時株主総会において、株式給付信託による業績連動型株式報酬の額は、対象期間（3事業年度）で1億8,000万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

2 監査役の報酬限度額は、2014年6月28日開催の第1回定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
渡邉　好則	該当事項はありません。
安　　昌寿	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
坪山　昌司	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
早川美恵子	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
榊　　正壽	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	渡　邉　好　則	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、不動産事業全般及び人材育成・組織体制整備に関する知見を活かした経営監督を行うことを期待しています。取締役会において当社における事業方針決定や人材育成・組織体制強化に対する有益な提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めております。
取締役	安　　昌　寿	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、建築設計、都市計画、再開発事業の分野における知見を活かした経営監督を行うことを期待しています。取締役会において当社における事業方針決定や品質管理に対する有益な提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めております。
取締役	坪　山　昌　司	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、金融全般に関する幅広い知見を活かした経営監督を行うことを期待しています。取締役会において当社の資本政策やIR戦略に関して、有益な提言を行っております。
監査役	早　川　美恵子	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、内部統制の構築・維持等に有益な提言を行っております。
監査役	榊　　正　壽	2021年６月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、また、監査役会10回中9回に出席し、主に会計士としての専門的な見地から、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、内部統制の構築・維持等に有益な提言を行っております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	７名	25百万円

(注)　上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は５百万円であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称　海南監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1　監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

2　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査役会において株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役会設置会社においては、定例の取締役会を毎月１回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項に係る意思決定を行っておりますが、当社及びその子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、グループ経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項の報告を求めるとともに、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

当社及びその子会社の取締役の職務の執行にあたっては、将来の事業環境を踏まえて立案された中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標をもとに、各部門においてその目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

② 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。当社代表取締役社長を委員長とし、取締役・子会社社長等を構成メンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に関連事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。

また、内部通報規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為またはそのおそれを発見した場合には、内部通報窓口に通報するよう周知徹底しております。さらに、当社及びその子会社の取締役・使用人に法令等を遵守させるべく、フージャースグループ行動指針を制定しております。

③ 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社の損失の危険等の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に損失の危険等に関する事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。

また、内部監査規程を制定し、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査業務を管掌する内部監査部門を設置し、定期的に内部監査を行っております。内部監査部門の監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示の下、各部門で対策を実行いたします。

④ 当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程、その他各管理マニュアル等に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む）しております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団においては、当社及びその子会社の取締役・使用人がフージャースグループ行動指針に従い業務を行うことで、業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門長に業務に関する事項について報告を求め、必要に応じて指示を行うことにより、業務の適正を確保しております。

⑥ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社及びその子会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用する体制構築を行っております。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その際、当該監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとし、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないようにしております。

⑧ 当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役が当社の監査役に報告をするための体制

当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役は、当社及びその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、及び監査役に報告を求められた場合には、直ちに監査役に報告いたします。

⑨ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及びその子会社の取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しており、その旨を当社及びその子会社の取締役・使用人に周知徹底しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほかグループ経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。また、内部監査部門及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。以上の他、代表取締役社長に直属する内部監査部門から取締役会に加え、監査役会へ直接報告する経路を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会による業務の適正の確保

当事業年度においては、取締役会を13回開催いたしました。法令や社内規程で定められた事項に関する決議や重要な方針決定を行うとともに、経営に関する重要事項に係る事項に関して議論を行いました。また、必要に応じて社内規程の改定を行いました。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を24回開催いたしました。各部門長に関連事案の報告を求めることで、コンプライアンス・リスクに関する課題を把握したうえで、必要な対応を議論したうえで、必要な対策を指示しました。

また、コンプライアンスの遵守と意識啓蒙に向けて、全社員対象、新入社者対象のコンプライアンス研修を定期的に行いました。

③ 内部監査の実施について

取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部監査室が、法令・社内規程等の遵守状況について、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。その結果については、代表取締役社長・取締役会・監査役会に対して報告いたしました。各部門・子会社での改善対応後にも、監査を行い、その結果について、代表取締役社長・取締役会・監査役会に対して報告いたしました。

④ 監査役による監査について

監査役は、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施いたしました。また、本事業年度においては、監査役会を15回開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告や監査役相互による活発な意見交換を行いました。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

※本事業報告の記載数値は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第９期 2022年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**96,672**
現金及び預金	32,035
売掛金	733
商品	25
販売用不動産	23,659
仕掛販売用不動産	33,599
営業投資有価証券	567
前払費用	1,325
その他	4,840
貸倒引当金	△ 115
固定資産	**31,233**
有形固定資産	**23,835**
建物及び構築物	13,881
機械装置及び運搬具	6
工具、器具及び備品	72
土地	9,423
リース資産	451
無形固定資産	**466**
のれん	164
その他	301
投資その他の資産	**6,931**
投資有価証券	3,114
長期貸付金	104
繰延税金資産	1,247
その他	2,469
貸倒引当金	△ 4
資産合計	**127,905**

科目	第９期 2022年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**35,722**
支払手形及び買掛金	1,184
電子記録債務	3,096
短期借入金	7,166
１年内償還予定の社債	595
１年内返済予定の長期借入金	16,111
未払法人税等	608
前受金	3,733
賞与引当金	302
アフターサービス引当金	37
その他	2,884
固定負債	**53,223**
社債	7,487
長期借入金	41,295
役員株式給付引当金	223
退職給付に係る負債	138
繰延税金負債	1,062
資産除去債務	693
その他	2,322
負債合計	**88,945**
純資産の部	
株主資本	**30,749**
資本金	**5,000**
資本剰余金	**10,882**
利益剰余金	**15,858**
自己株式	**△ 990**
その他の包括利益累計額	**513**
その他有価証券評価差額金	**226**
為替換算調整勘定	**286**
新株予約権	**0**
非支配株主持分	**7,696**
純資産合計	**38,960**
負債純資産合計	**127,905**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第９期 2021年４月１日から 2022年３月31日まで
売上高	**79,542**
売上原価	**62,861**
売上総利益	**16,681**
販売費及び一般管理費	**9,986**
営業利益	**6,694**
営業外収益	**698**
受取利息	56
受取配当金	305
解約金収入	155
補助金収入	102
その他	77
営業外費用	**1,700**
支払利息	984
支払手数料	286
持分法による投資損失	255
為替差損	120
その他	53
経常利益	**5,692**
特別利益	**11**
固定資産売却益	2
資産除去債務戻入益	9
特別損失	**553**
減損損失	429
投資有価証券評価損	25
災害による損失	19
店舗閉鎖損失	11
新型コロナウイルス感染症拡大による損失	67
税金等調整前当期純利益	**5,151**
法人税、住民税及び事業税	1,238
法人税等調整額	643
当期純利益	**3,270**
非支配株主に帰属する当期純利益	201
親会社株主に帰属する当期純利益	**3,068**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (第9期 2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,882	－	14,042	△ 990	28,934
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,252		△ 1,252
親会社株主に帰属する当期純利益			3,068		3,068
減資	△ 10,882	10,882			－
連結子会社株式の売却による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△ 10,882	10,882	1,816	－	1,815
当期末残高	5,000	10,882	15,858	△ 990	30,749

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	112	△ 185	△ 72	0	7,507	36,368
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,252
親会社株主に帰属する当期純利益						3,068
減資						－
連結子会社株式の売却による持分の増減						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	114	471	586	－	189	775
当期変動額合計	114	471	586	－	189	2,591
当期末残高	226	286	513	0	7,696	38,960

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第9期 2022年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**11,528**
現金及び預金	9,585
売掛金	184
販売用不動産	42
営業投資有価証券	6
前払費用	69
関係会社短期貸付金	6
未収入金	1,618
その他	14
固定資産	**36,582**
有形固定資産	**128**
建物	103
工具、器具及び備品	25
無形固定資産	**140**
ソフトウエア	105
ソフトウエア仮勘定	34
その他	0
投資その他の資産	**36,313**
投資有価証券	3,006
その他の関係会社有価証券	1,349
関係会社株式	23,390
関係会社長期貸付金	8,579
長期前払費用	72
差入保証金	170
繰延税金資産	93
貸倒引当金	△ 348
資産合計	**48,111**

科目	第9期 2022年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**2,846**
短期借入金	305
１年内償還予定の社債	396
１年内返済予定の長期借入金	1,545
未払金	196
未払費用	43
未払法人税等	263
未払消費税等	25
預り金	30
賞与引当金	34
その他	5
固定負債	**26,255**
社債	7,137
長期借入金	6,232
関係会社長期借入金	10,463
役員株式給付引当金	118
債務保証損失引当金	401
関係会社事業損失引当金	1,796
その他	105
負債合計	**29,102**
純資産の部	
株主資本	**18,782**
資本金	**5,000**
資本剰余金	**10,882**
その他資本剰余金	10,882
利益剰余金	**3,890**
利益準備金	790
その他利益剰余金	3,100
繰越利益剰余金	3,100
自己株式	**△ 990**
評価・換算差額等	**226**
その他有価証券評価差額金	226
新株予約権	**0**
純資産合計	**19,009**
負債純資産合計	**48,111**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第9期 2021年４月１日から 2022年３月31日まで
売上高	**2,088**
売上原価	**190**
売上総利益	**1,898**
販売費及び一般管理費	**1,476**
営業利益	**422**
営業外収益	**531**
受取利息	0
受取配当金	180
関係会社受取利息	299
為替差益	9
その他	41
営業外費用	**710**
支払利息	134
社債利息	71
関係会社支払利息	330
支払手数料	61
投資事業組合運用損	6
その他	106
経常利益	**244**
特別損失	**31**
債務保証損失引当金繰入額	31
税引前当期純利益	**212**
法人税、住民税及び事業税	△ 553
法人税等調整額	571
当期純利益	**194**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (第９期 2021年4月１日から2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	15,882	－	－	665	4,283	4,948	△ 990	19,840
当期変動額								
利益準備金の積立				125	△ 125	－		－
剰余金の配当					△ 1,252	△ 1,252		△ 1,252
当期純利益					194	194		194
減資	△ 10,882	10,882	10,882					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△ 10,882	10,882	10,882	125	△ 1,183	△ 1,057	－	△ 1,057
当期末残高	5,000	10,882	10,882	790	3,100	3,890	△ 990	18,782

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	112	112	0	19,952
当期変動額				
利益準備金の積立				－
剰余金の配当				△ 1,252
当期純利益				194
減資				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	114	114	－	114
当期変動額合計	114	114	－	△ 943
当期末残高	226	226	0	19,009

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月19日

株式会社　フージャースホールディングス
取締役会　御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝口俊一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山田　亮

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フージャースホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結貸借対照表に関する注記（追加情報）に記載されているとおり、会社は保有目的の変更により、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の一部を有形固定資産に振替えている。
２．連結貸借対照表に関する注記（追加情報）に記載されているとおり、会社は保有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月19日

株式会社　フージャースホールディングス
取締役会　御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝口俊一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山田　亮

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1)　監査役会は、監査方針・当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画等に従い、取締役・内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書、ならびに連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年５月20日

株式会社フージャースホールディングス　監査役会

常勤監査役　**今井　厚弘** ㊞

監　査　役　**金子　恭恵** ㊞

社外監査役　**早川 美恵子** ㊞

社外監査役　**榊　正壽** ㊞

以　上

メ　　モ

定時株主総会会場ご案内図

※本年度は昨年から会場が変更になっておりますのでご注意ください。
※会場は「ベルサール八重洲」となります。近くにございます「ベルサール日本橋」とお間違えなきようお願いいたします。

会　場　東京都中央区八重洲一丁目３番７号　八重洲ファーストフィナンシャルビル２階
ベルサール八重洲　「RoomA・B・C」

交　通　「日本橋駅」A７出口　直結（東西線・銀座線・浅草線）
「東 京 駅」八重洲北口徒歩４分（JR線・丸の内線）



当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。